

町田市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年(2012年) 2 月 2 7 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市手数料条例の一部を改正する条例

町田市手数料条例（平成１２年１月町田市条例第１号）の一部を次のように改正する。

別表９の項を次のように改める。

９ 削除	
------	--

別表１２の項名称の欄中「、土地家屋台帳」を削る。

附 則

この条例中別表１２の項の改正規定は平成２４年７月１日から、同表９の項の改正規定は平成２４年７月９日から施行する。

町田市手数料条例新旧対照表

__部分は改正部分

改正後	改正前																								
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)																								
<table> <tr> <th>名称</th><th>金額</th></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td><u>9 削除</u></td><td></td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>12 固定資産課税台帳、名寄帳又は地籍図の閲覧手数料</td><td>1件につき 300円</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </table>	名称	金額	略	略	<u>9 削除</u>		略	略	12 固定資産課税台帳、名寄帳又は地籍図の閲覧手数料	1件につき 300円	略	略	<table> <tr> <th>名称</th><th>金額</th></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td><u>9 外国人登録に関する証明手数料</u></td><td><u>1通につき 300円</u></td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>12 固定資産課税台帳、土地家屋台帳、名寄帳又は地籍図の閲覧手数料</td><td>1件につき 300円</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </table>	名称	金額	略	略	<u>9 外国人登録に関する証明手数料</u>	<u>1通につき 300円</u>	略	略	12 固定資産課税台帳、土地家屋台帳、名寄帳又は地籍図の閲覧手数料	1件につき 300円	略	略
名称	金額																								
略	略																								
<u>9 削除</u>																									
略	略																								
12 固定資産課税台帳、名寄帳又は地籍図の閲覧手数料	1件につき 300円																								
略	略																								
名称	金額																								
略	略																								
<u>9 外国人登録に関する証明手数料</u>	<u>1通につき 300円</u>																								
略	略																								
12 固定資産課税台帳、土地家屋台帳、名寄帳又は地籍図の閲覧手数料	1件につき 300円																								
略	略																								

